

平成22年10月5日(火)朝刊21面

総務省は、平成20年8月に着手した、貸し切りバスの安全確保対策に関する行政評価・監視作業についての結果を2年越しでとりまとめ、先月10日、国土交通省に対し、貸し切りバス事業者等への指導徹底や監督業務の見直しを求める勧告を行いました。

勧告の一部は、観光厅に対しても行われています。旅行業務の適正化、つまり旅行業者に対して指導する立場だからです。貸し切りバスの安全確保について顕在化している主な問題点は次の4つです。

第1は、規制緩和以降に事業参入したのは小規模事業者が多く、バス乗務員の休憩仮眠所な

ど必要な施設を整備していない者もあるにもかかわらず、国交省による確認や監査が適切に行われていない点です。

第2は、競争激化で旅行業者の値切り行為やバス事業者の値引き行為が横行し、適正な運賃

ための労働時間等を規制した改善基準告示などの法令・基準が遵守されておらず、法令違反が蔓延していること。また、旅行業者が改善基準告示などの内容を理解しておらず、バス事業者に無理な旅行計画を押し付けているケースもあるという点

務省は今回、新規事業者の運輸施設の写真または現地調査による確認・過労運転防止等の関係法の遵守の徹底・旅行業者に対する指導・監督の強化・届け出運賃の収受状況の実態把握と届け出運賃のベースとなる公示運賃の検証・ツアーバスの運行

の値切り行為の背景には、旅行業界も厳しい競争下におかれているという現実がありますしかし、安全を担保するために乗務員の労働条件の確保や車両の適切なメンテナンスが欠かせません。

貸し切りバスは、鉄道や乗り合いバスほどではありませんが、1日当たりおよそ83万人が利用する重要な乗り物です。こ

れは、飛行機や船の3倍以上の利用者数です。今回の勧告が契機となって、貸し切りバスの安全性が向上することを期待したいと思います。

(安部誠治・関西大学社会科学院教授)

貸し切りバスの激安競争と安全

です。

第4は、急伸長しているツアーバスの中には道路運送法や改

善基準告示に違反する行為が認

また、乗務員の過労防止の觀

運行実態は十分に把握されてい

ます。

運賃の安さは、利用者にとっては大きな魅力です。旅行業者

の収受が行われておらず、契約金額が低いために乗務員の入件費抑制や車両更新時期の延長、車両整備費の抑制など安全確保に影響・支障が出ているという点です。

第3は、乗務員の過労防止の觀

離の改善も求めています。

(安部誠治・関西大学社会安

全学部教授)